

東京海上日動の火災保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。以下のご契約がお電話でお申込みいただいた内容と相違ないか、「東京海上日動マイページ」にてご確認ください。
東京海上日動マイページのご利用方法は裏面をご参照ください。

証券番号 D648463799 作成日: 令和 7年10月 1日
(超保険番号 W247495784)

ご契約の概要

保険種類と保険期間			
住まいの保険	令和 7年10月26日 午後 4時から		
	令和12年10月26日 午後 4時まで	5年間	
地震保険	令和 7年10月26日 午後 4時から		
	令和12年10月26日 午後 4時まで	5年間	

補償の対象となる方(被保険者)			
保険の対象の所有者		横川 利恵 様	
建物の詳細(保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物)			
☆所在地	〒890-0072 鹿児島県 鹿児島市 新栄町 20-8 アーク南鹿児島 505号		
☆物件種別	専用住宅物件		
☆建物区分	共同住宅	☆区分所有建物区分	専有部分のみ
☆柱(建物構造)	コンクリート造		
☆建築年月	平成 3年 6月	☆耐火基準	---
☆職作業			

支払限度額(保険金額)			
	建物	家財	設備什器 商品製品
住まいの保険	700万円 [約定割合100%]	-	-
		高価貴金属等	
地震保険	350万円	-	

払込方法	口座振替(長期年払)		
1回分保険料	16,500円		
総払込保険料	82,500円		

お電話によるお申込み受付日: 令和 7年 9月30日
受付担当者(弊社保険募集人): 廣重真

地震保険料控除証明書のご説明

- 「地震保険料」の表示内容について
(1) 表示の「地震保険料」は地震保険の保険料となりますので、実際にお払込みいただいた保険料と異なります。
(2) 保険期間が1年を超える一時払契約の場合、お払込みいただいた保険料を保険期間の年数で割った金額を表示しています。
(3) 保険料の払込方法が分割払の場合、1回分の保険料を表示しています。
- 地震保険料控除については、「ご契約のしおり」も併せてご参照ください。
ご不明な点がございましたら、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

控除証明書に関するご注意

- 保険の対象が常時住居として使用されていない建物(別荘、空家等)の場合は、地震保険料控除の対象外となりますので、この証明書はご使用できません。
- 表示された保険料については裏面の「保険料の税法上の取扱い」をご参照ください。
- 地震保険料控除の対象となるのは控除対象年の1月から12月までにお払込みいただいた地震保険料となりますので、「控除対象保険料」には控除対象年のお払込み予定額を参考表示しています。
(1) 初回保険料のお払込みが地震保険始期の翌年1月以降となるご契約(12月始期の口座振替のご契約等)の場合は、この証明書はご使用できません。(この証明書の「控除対象保険料」には「0円」と表示されます。)翌年にあらためてお送りする控除証明書を翌年の地震保険料控除にご使用ください。
(2) 12月始期のクレジットカード払・コンビニ払(払込取扱票払)・請求書払のご契約等で、初回保険料を地震保険始期の翌年1月以降にお払込みいただく場合、その保険料は翌年の所得から控除することになるため、この証明書は地震保険始期の当年の地震保険料控除の申告にご使用できません。翌年の地震保険料控除の申告までお取り置きの上、ご使用ください。
- この契約には、割戻金はありません。
- この証明書は地震保険料控除の申告の場合以外にはご使用できません。
- 原則としてこの証明書の再発行はいたしかねますのでご了承ください。
※下記の保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。
(きりとり)

地震保険料控除証明書 令和 7年分

保険契約者横川 利恵 様

保険種類	地震保険
払込方法	年払
保険始期	令和 7 年 1 0 月 2 6 日
保険期間	5 年間
保険の対象と 地震保険金額	建物350万円
地震保険料	2,310円
控除対象保険料	2,310円

証券番号D648463799

左記保険料は地震保険料控除の対象であることを証明します。
証明書作成日: 令和 7 年 1 0 月 1 日

東京海上日動火災保険株式会社
印

※この証明書は、年末調整・確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。